

諏訪市告示第 80 号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、市道路線を次のように供用開始する。なお、その関係図面は諏訪市役所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

諏訪市長 金子 ゆかり

記

1-2 号線外 72 路線